

チラシに対する問合せ等について（報告）

泉区和泉町にお住まいの方や事業所より、住居表示に関するご意見・ご質問をいただきましたのでご報告します。

1 問合せについて

(1) 期間

平成23年2月1日～2月4日

(2) 総数

27件（電話23件 メール3件 FAX 1件 窓口サービス課受付分）

(3) 内容

【実施反対】

・実施に反対	9件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の住所に不便を感じていないため</li> <li>・住民投票を行い、賛成・反対意見を把握すべき（反対意見が多数派と考えている）</li> <li>・手続きに行くのが困難、面倒であるため</li> <li>・住所変更の手続きに費用がかかるため（主に事業所）</li> </ul>
--------	----	--

【その他】

・実施要望	2件	いずみ野駅周辺・和泉町南東部エリア
・実施時期について	6件	
・実施区域について	4件	・自分の住まいは実施区域に入っているか
・その他	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉町全体で実施してほしい（全体で実施できない場合は、実施に反対）</li> <li>・実施区域は、混乱が生じている最小限の範囲にとどめるべき</li> <li>・いずみ野地区は実施対象になっていないようだが、町名の変更だけでも実施してほしい等</li> </ul>

## 和泉町南東部エリアの町界に係る打合せについて（報告）

泉区和泉町住居表示検討委員会での和泉町南東部エリアの実施区域及び町界の検討に先がけ、当該エリアに係る検討委員と打合せを行いました。

### 1 実施概要

(1) 日時

平成23年1月18日（火） 午前9時から午前12時まで

(2) 参加委員

下和泉地区 3名

富士見が丘地区 3名

### 2 実施内容

(1) 住居表示制度の確認

- ・住居表示実施対象区域は、市街地（横浜市では市街化区域）
- ・町界は、公道、河川、水路、鉄道等とする（街区の区画も同様）

(2) 実施区域及び町界（事務局案）についての意見交換

- ・地域の意見  
市街化調整区域の一部について、実施区域に取り込んでほしい
- ・市の回答  
改めて事務局案を検討し、第3回検討委員会で提案する

(3) 和泉町南東部エリア現地調査

実施区域の境を中心に現地を視察し、取り込みの可能性について調査

(4) 資料

和泉町南東部エリアの町界について  
実施区域及び町界（事務局案）

### 3 その他

下和泉地区で要望があり、平成23年2月2日に、事務局より住居表示の制度について説明を行いました。

## 和泉町南東部エリアの実施区域及び町界（案）

### 1 確認事項

(1) 住居表示を実施するところ

**住居表示に関する法律 第3条**

市町村は、前条に規定する方法による住居表示実施のため、議会の議決を経て、市街地\*につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

※市街地：横浜市では、都市計画法に基づく市街化区域としている

(2) 町の境界について

町の境界は、公道、河川、水路、鉄道等とする

町の境界が入り組んだりしないよう、簡明な境界線で区画する

住宅地域における町の面積の基準…0.132～0.165k m<sup>2</sup>（街区数は30～50程度）

(3) 街区の割りについて

道路（私道の場合は容易に変更されないもの）、河川、水路、鉄道等で区画する

街区の規模の基準…3,000～5,000 m<sup>2</sup>（建物数は30件程度）

### 2 和泉町南東部エリア案

上記「横浜市住居表示整備要綱」等に基づき、町割りの案を作成しました。

(1) 実施対象区域（案）…図1

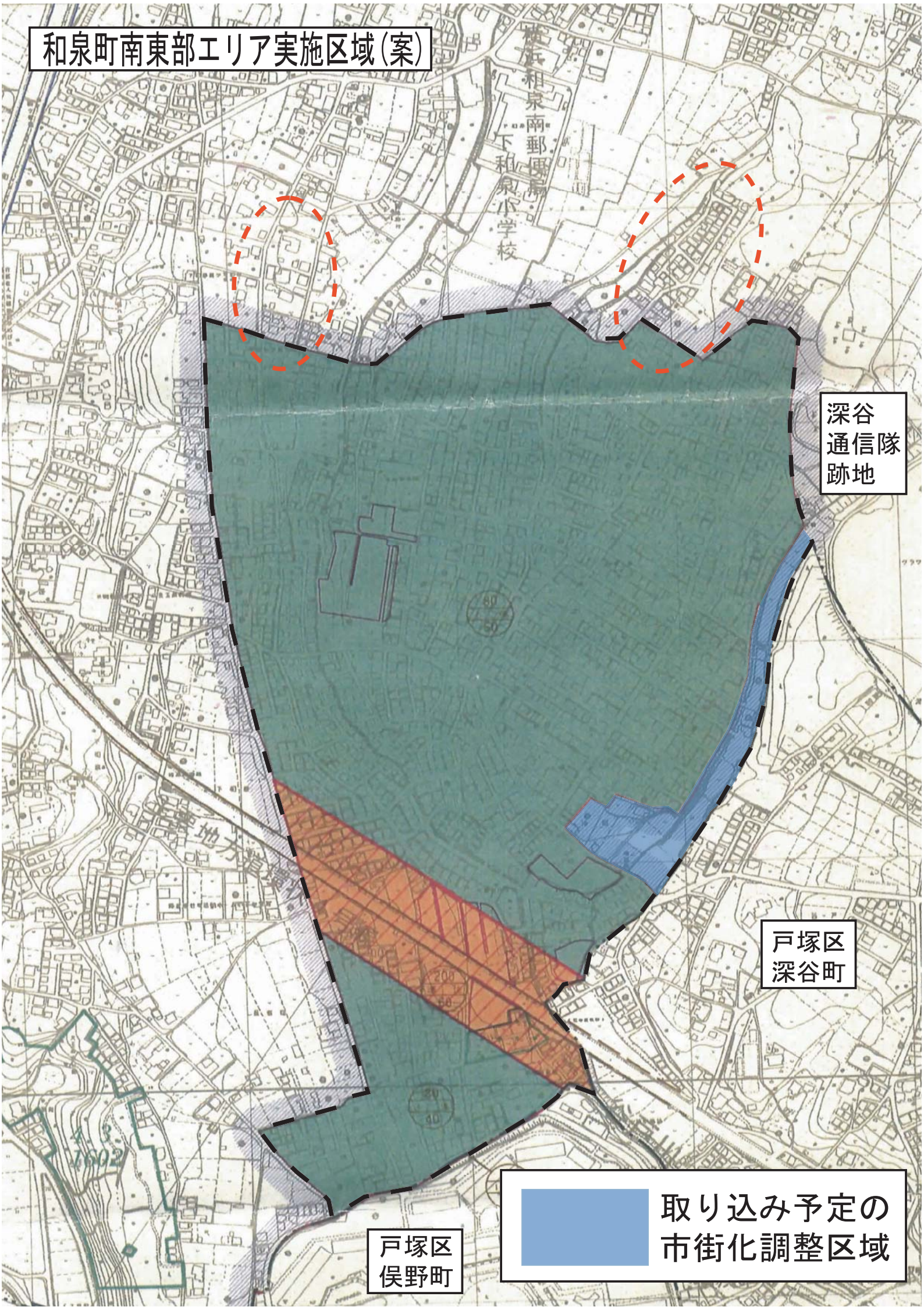
北・・・市街化区域と市街化調整区域の境  
東・・・深谷通信隊跡地との境と戸塚区深谷町との区境  
南・・・戸塚区俣野町との区境  
西・・・市街化区域と市街化調整区域の境（尾根道）

(2) 町界（案）…図2

	面積	街区数
(A)	約 0.070 k m <sup>2</sup>	15
(B)	約 0.090 k m <sup>2</sup>	39
(C)	約 0.170 k m <sup>2</sup>	48
(D)	約 0.130k m <sup>2</sup>	46

※面積・街区数はおおよその数

和泉町南東部エリア実施区域(案)



和泉町南郵便局  
下和泉小学校

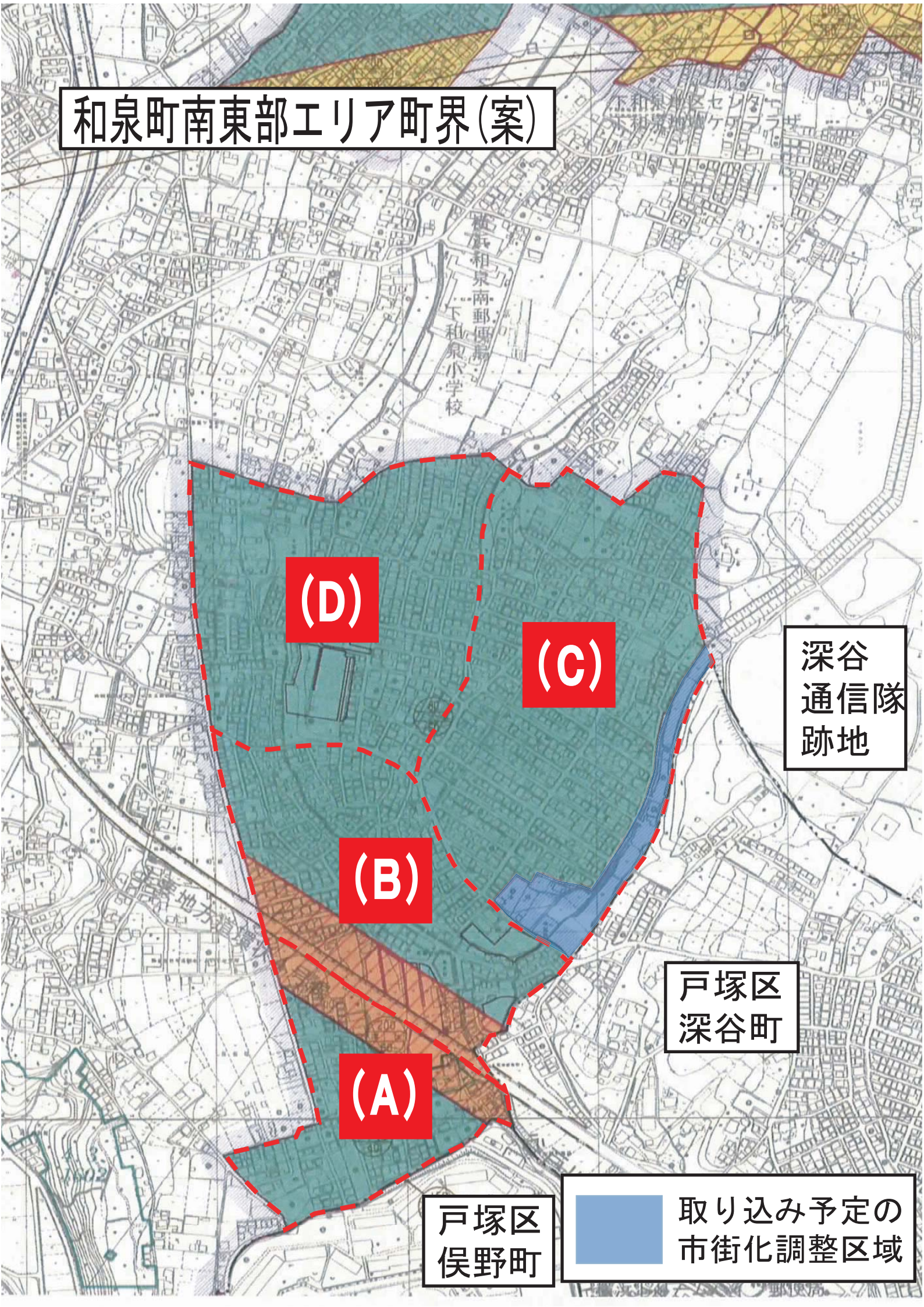
深谷通信隊跡地

戸塚区深谷町

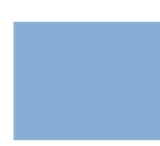
戸塚区俣野町

取り込み予定の市街化調整区域

# 和泉町南東部エリア町界(案)



戸塚区  
俣野町



取り込み予定の  
市街化調整区域

深谷  
通信隊  
跡地

戸塚区  
深谷町

(D)

(C)

(B)

(A)

和泉町南東部エリアの実施区域について（案）

1 実施対象区域（案）…図1の実線部分

市街化区域及び戸塚区深谷町に隣接する市街化調整区域（図1の青色部分）  
取り込み部分

2 【要検討】東南部エリアからの要望について

南東部エリアでの事前打ち合わせの際に出された、市街化調整区域の取り込みの要望があった区域（図1の破線部分（ア）～（ウ）の区域）について検討を行いました。それぞれメリット等はあるものの課題や問題も多いため、再度事務局としては現段階での取り組みは難しいと判断しました。

事務局の判断根拠等は、次のとおりですので、今後の他のエリアでの実施なども考慮しながら、検討委員会としての案の検討をお願いします。

	（ア）	（イ）	（ウ）
メリ ット 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所が混乱している約80戸（2箇所）を取り込むことができる。（・町内会の分断を小さくできる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（・町内会の分断を小さくできる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街区を区画する道路は比較的整備されている。（・町内会の分断を小さくできる。）</li> </ul>
課 題 ・ 問 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公道上に町界を設定するために、北側の広範囲な畑地を取り込む必要が生じる。</li> <li>・突出する区域となり、町界がすっきりしない。</li> <li>・北側の畑地内に道路等の地物がないため、街区が区画できない。</li> <li>・将来の開発が予測できない。（西側に隣接する畑地を含めた開発があっても、住所が別になる、住所が再度変わる可能性のある建物がある。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市街化調整区域と比べ、著しい市街化は見られない。</li> <li>・突出する区域となり、町界がすっきりしない。</li> <li>・街区に建物が少なく空き地等が混在するため、住居番号が飛ぶ。</li> <li>・今後の開発が予測できない。（以降の開発の状況によって同番地が生じる可能等がある。）</li> <li>・今後、下和泉小学校周辺で住居表示を行う場合の新町の設定が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の市街化調整区域と比べ、著しい市街化は見られない。（例えば、道路をはさんだ北側の区域。）</li> <li>・町界が細い道路となり、わかりやすい町界とならない。</li> <li>・街区に建物が少なく空き地等が混在するため、住居番号が飛ぶ。</li> <li>・今後、赤坂橋～四ツ谷橋周辺で住居表示を行う場合の新町の設定が難しい。</li> </ul>
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下和泉小学校周辺の開発等に合わせ、一体的に検討することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の必要性が認められない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施の必要性が認められない</li> </ul>

和泉町南東部エリア

イ

ア

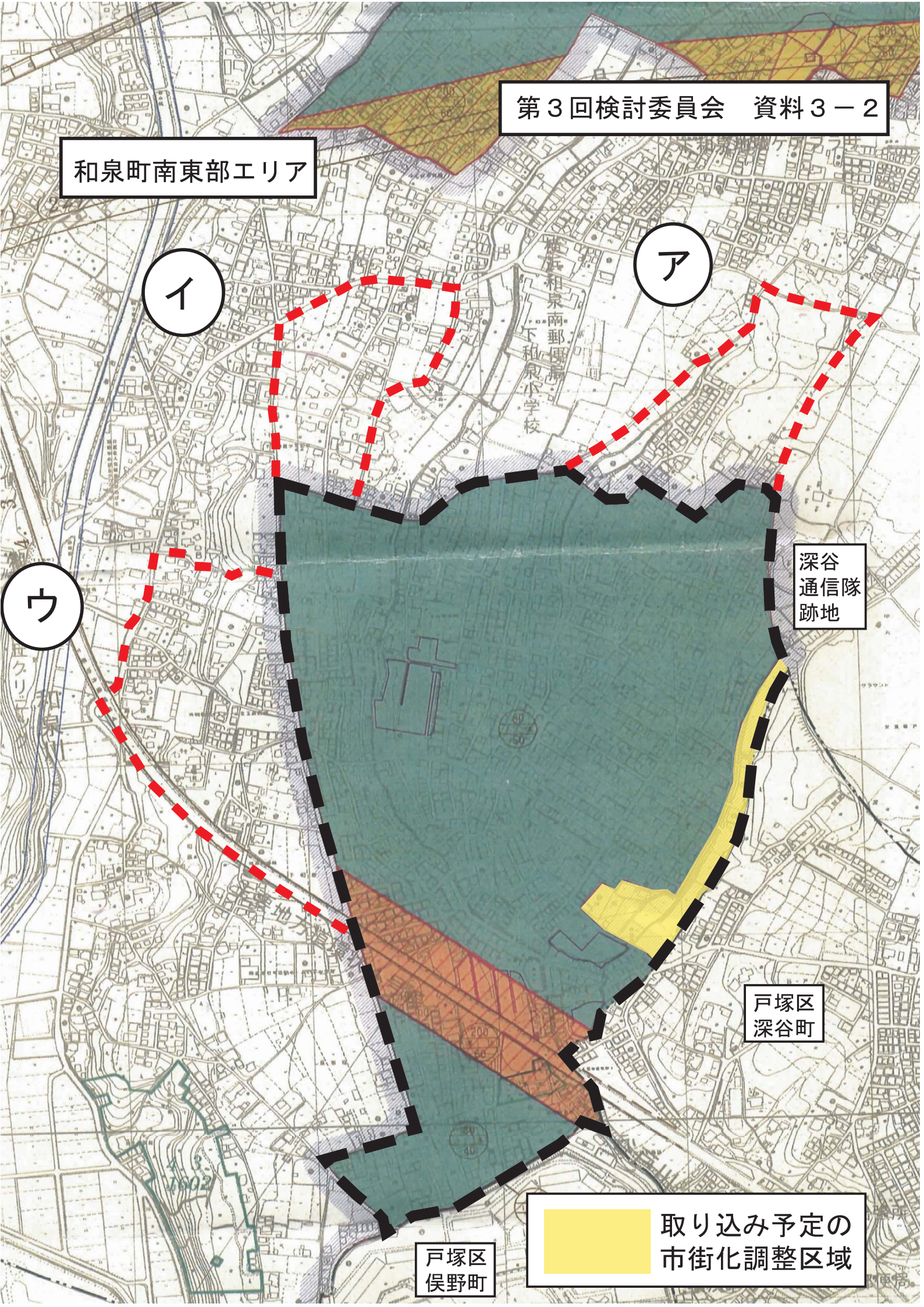
ウ

深谷  
通信隊  
跡地

戸塚区  
深谷町

戸塚区  
俣野町

取り込み予定の  
市街化調整区域



## アンケートの実施について（案）

### 1 概要

住居表示の実施に伴い、町名が変更になりますが、今後長くお使いいただく住所なので、実施区域にお住まいの方のご意見を広く反映させる必要があります。

そこで、実施区域内の全世帯（事業所を含む）を対象に、町名に関するアンケートを実施します。

### 2 アンケート内容

#### (1) 町名（案）について

アンケートは、実施区域内にお住まいの方を対象に行う予定ですが、町名は他の検討エリアや今回実施が難しいエリアも含め、全体で調整を図る必要があります。

（アンケート実施例）

ア 長津田特定土地区画整理事業に伴う町名地番変更

町名（案）を提示せず、アンケートで出てきた町名を検討委員会で決定

回収率 23%（配付枚数 2,916枚 回答 672枚）

イ 港北区太尾町住居表示における町名に関するアンケート

検討委員会で二つの町名（案）が出され、アンケートを実施

回収率 約34%（配付枚数 11,870枚 回答 4,014枚）

（提案）

各地区で、和泉町南東部エリアの町名（案）を提案し、その中から検討委員会で、アンケートで提示する町名（案）を3～4程度を決定する

#### (2) アンケート実施要綱について（別紙参照）

アンケートの実施方法、回収方法及び集計結果の取扱い等を定め、実施時に提示します。

### 3 その他

和泉町にお住まいの方から、住居表示実施に反対するご意見もいただいています。住居表示実施の是非に関するご意見を、検討委員会でどのように扱うかを検討する必要があります。

（提案）

アンケート中に、住居表示実施の可否について、意見を伺う項目を設ける。



#### 4 アンケートの回収について

アンケートの回収率が低い場合、「住民から広く意見を伺う」という趣旨に合致しない可能性があります。そのため、検討委員の皆様を中心に、広く地域の活動を通して周知していただくようお願いします。

#### 参 考 資 料

町名（案）について （横浜市住居表示整備要綱より一部抜粋）

- ・なるべく従来の名称に準拠し、簡単を旨とするとともに、歴史上由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等を選択採用する。
- ・類似町名又は他の有名町にまぎらわしい町名は、できるだけ避ける。
- ・漢字を用いる場合においてはできるだけ常用漢字を用いる。
- ・丁目の数は、なるべく四、五丁目に止どめる。

泉区和泉町第一次地区（東南部エリア）住居表示実施にかかるアンケート実施要領

1 実施目的

本調査は、泉区和泉町第一次地区（仮称：東南部部エリア）における住居表示に関し、実施の賛否及び住居表示を実施する場合の新町名に関する住民の意向を把握し、もって泉区和泉町住居表示検討委員会での検討の資料とすることを目的とします。

2 実施対象

泉区和泉町第一次地区（仮称：東南部部エリア、別紙参照）内にお住まいの世帯及び事業所（1世帯もしくは1事業所に1枚）

3 実施主体

横浜市市民局窓口サービス課住居表示係（泉区和泉町住居表示検討委員会事務局）

4 実施項目

住居表示実施の賛否及び住居表示を実施する場合の新町名

5 実施期間

平成24年4月 日～平成24年 月 日（日間）

6 実施方法

- ・ポスティングにより、対象となる世帯及び事業所にアンケート用紙を配付
- ・アンケート用紙中の回答用ハガキの郵送または泉区役所区政推進課窓口もしくは泉区和泉町住居表示検討委員会委員への提出

7 結果の公表

- ・横浜市ホームページに概要を掲載（7月下旬予定）
- ・チラシ作成（泉区区政推進課窓口での配布、自治会町内会の班回覧等を予定）
- ・個々のご意見やご要望には回答しません。

8 個人情報の取り扱い

9 その他

アンケートの詳細については、泉区和泉町住居表示検討委員会及び横浜市市民局窓口サービス課で協議して決定することとします。

検討スケジュール【和泉町南東部エリアにおける町界・町名（案）の決定まで】

○平成23年2月7日（月）
<p><b>第3回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和泉町南東部エリアの実施区域（案）について</li> <li>町名の決め方について（アンケートの実施について）</li> </ul>
<p><b>和泉町南東部エリアの町界について調整</b></p> <p>エリアに係る検討委員と調整し、第4回検討委員会で提案する町界（案）の作成</p>
○平成23年3月 第3週予定
<p><b>第4回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和泉町南東部エリアの町界（案）について</li> <li>町名（案）検討</li> <li>アンケートの実施について</li> </ul> <p><b>周知内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施区域及び町界について</li> <li>アンケートの実施について</li> </ul>
○平成23年4月下旬から5月上旬予定
<p><b>和泉町南東部エリアでアンケート配布</b></p> <p>↓</p> <p>回収期間 1か月</p> <p>↓</p> <p>集計期間 1か月</p>
○平成23年7月予定
<p><b>第5回検討委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果により和泉町南東部エリア新町界・町名（案）の最終決定</li> </ul> <p><b>周知内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他のエリアの境について</li> </ul> <p>第5回検討委員会で町名・町界（案）が決まらない場合は、第6回検討委員会を行う</p>

・事務局まで連絡する内容

- 和泉町南東部実施区域について
- アンケートにおいて、住居表示実施の可否を問うことについて
- 町名の（案）について

→ 月 日（ ）までに各連合でまとめて事務局まで連絡

・町界について周知を行い、地域で反対意見・要望が出る場合は、各連合でまとめて事務局へ3月中に連絡を行う

・和泉町の中央に位置する市街化区域は、複数のエリアに分けて検討する

・地域でエリア分けの境について、意見収集を行う

平成23年9月までに町界・町名案の決定

**【周知結果報告】**

送信先 市民局窓口サービス課 住居表示係 三宅 宛て FAX 番号 <u>(045) 664-5295</u>	発信元 氏名 ( ) 連絡先 ( ) FAX ( )
--	-------------------------------------

## 1 和泉町南東部エリアの実施区域（案）について

賛成・反対

**【地区のご意見】**

## 2 アンケートにおいて、住居表示実施の可否を問うことについて

賛成・反対

**【理由】**

## 3 町名（案）について